

共同実施だより

三手当の確認 ご協力ありがとうございました

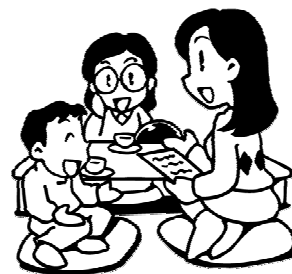
夏休み期間中に「扶養・通勤・住居手当実状(確認)届」においてご自身が受けている手当について変更点がないか確認して頂きました。この三つの手当は各校の学校長が確認・認定し、その内容が適正であるかを随意確認することとなっています。

今回の確認以降、手当に係わることで何かしらの変更点がありましたら速やかに管理職、事務職員にご連絡ください。

<< 参考 >> こんなことはありませんか??

A校職員Bさんの妻Cさん(扶養手当、扶養控除ともに被扶養者にはなっていない)は1月から9月まで月額11万円の収入があるパート勤めをしていました。9月までそのパートを続け、末日には退職しました。

10月から新しくアルバイトを始め、その月額1万円の収入となりました。職員Bさんはその変化を知っていましたが特別なことと思わずそのままにしておきました・・・



被扶養者の収入に変動があった(10月の)時点で管理職、事務職員に一報をください!!



情報が入った時点で手当の見直しをします。

今回の場合、1月から9月までは11万円の収入があり、パートの退職を決めるまでの期間は恒常的な収入が130万円以上と見込まれているので扶養手当の対象にはなりません。しかし、10月にアルバイトへ変わった時点で連絡があれば扶養手当の認定をし、扶養手当の対象者として支給ができます。更には1~12月の収入を合算すると102万円と見込まれ、以後状況に変化がなく12月時点でも102万円で確定できたら税金の控除対象者として、扶養控除の対象者にもなります。



先生方の連絡が大変重要になります。

手当に係わる家庭環境等のわずかな変化でも事務職員にご相談ください。

教頭・事務職員支部合同研修会が開催されました

8月4日(月)田町小学校にて教頭先生と事務職員の支部合同研修会が開催されました。

この研修会は円滑な学校運営を推進するために、教頭職と事務職が連携し学校改善に向けて具体的協議を行うことを目的とし、静岡市の全支部で行われました。

第1支部では、14校の学校の教頭職・事務職のメンバーで学校改善に向けた前向きな話し合いが行われました。その内容を一部ご紹介します。

- * 財務事務改善について(マニュアルの統一、起案システム作り、未納対策 等)
- * 市費事務職員の非常勤化(共同実施会での支援 等)
- * 服務事務について(部活動の週休日振替 等)
- * 事務職員の育成について(主任会への参加、担当の考え方 等)
- * 共同実施について(今後の実施会の持ち方 等)



その他、こんな意見がありました☀(^o^)*

- ・ 起案が回ってくることで学校や教員・児童生徒の動きがわかります。
- 学年だより等も回覧して頂くことで外部への対応がすばやく行えます。
- ・ 保護者が子どもを迎えに来る等の連絡も事務室にも伝えていただくと、スムーズに保護者に対応できます。
- 些細なことでも学校運営に関する情報の情報は全体で共有したいと思います。

第1支部学校事務共同実施会が開催されました

7月28日(月)田町小学校にて、県費事務職員と市費事務員の共同実施会が行われました。

今回初めての試みとなったこの共同実施会は、「学校において教職員が児童・生徒とふれあう時間を確保するため、支部組織による学校事務の共同実施を推進する。」の共通理解を図り、今後の事務室運営を推進することを目的としています。「学校事務の共同実施について」「安西小学校における校内会計の取り組みについて」の二つの提案の後、3グループに分かれ、各学校で今課題に思っていること、教員の負担軽減になりそうなことを協議しました。県費事務職員・市費事務員双方から活発な意見が交わされ、大変有意義な会となりました。

安倍川中学区のご紹介

☆静岡県地震防災センター☆

安倍川中学校区内には、静岡県地震防災センターがあります。津波のシミュレーションが体験できる「TSUNAMI ドームシアター」や地震を体感できる起震装置などがあり、地震について学習ができます。また、地震防災関係のビデオ・DVD等の貸し出しもしています。

* * * * *

住 所 静岡市葵区駒形通5丁目9-1

電話番号 (054) 251-7100 (団体は事前予約が必要です)

受付時間 9:00~16:00

休 館 日 毎週月曜日・年末年始

